

災害救助法適用地域の特別お取扱について

このたびの災害により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域で被害を受けられた契約者さまに、下記のとおり特別のお取扱をさせていただきます。

記

1. 保険料のお払い込みについて

保険料をお払い込み中のご契約で、被災によりお払い込みが困難な場合、お申し出により保険料のお払い込みを猶予する期間を最長 6 ヶ月まで延長させていただきます。

2. 保険金・給付金・契約者貸付・社員配当金のお支払について

お申し出により、お手続きに必要な書類を一部省略する等、簡易迅速なお取扱をさせていただきます。

※災害救助法の適用状況（内閣府発表）とお手続きに関するお問い合わせ窓口

災害救助法 適用市町村	法適用日	適用事由	お問い合わせ窓口 受付時間：9:00～17:00 (土・日・祝日・12/30～1/3を除く)
【高知県】 高知市（こうちし） 長岡郡大豊町 （ながおかぐん おおとよちょう） 高岡郡四万十町 （たかおかぐん しまんとちょう）	平成 26 年 8 月 9 日	台風 1 1 号 による被害	お客さまセンター 0 1 2 0 - 2 5 9 - 8 1 7 高知支社 0 8 8 - 8 7 3 - 2 1 1 1
【徳島県】 那賀郡那賀町 （なかぐんなかちょう）	平成 26 年 8 月 9 日	台風 1 1 号 による被害	お客さまセンター 0 1 2 0 - 2 5 9 - 8 1 7 徳島支社 0 8 8 - 6 2 3 - 0 2 1 1

以 上